

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書
(諮問案)

生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書(案)

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、平成２５年６月４日付けで締結した生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成２８年度における取扱いについて、次のとおり協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第１条 本年度協定は、基本協定に規定する指定管理者負担金及び基本協定に特別の定めのない事項について定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第２条 本年度協定の期間は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までとする。

（指定管理者負担金）

第３条 基本協定第３０条に規定する指定管理者負担金は、２６４，９５１，７２３円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。）とする。

２ 前項に規定する指定管理者負担金の本年度支払については、基本協定第３０条第３項ただし書又は同条第４項ただし書の規定に基づき猶予するものとする。

（金額の変更）

第４条 本年度協定の締結後に生じた理由により、指定管理者負担金の金額を変更すべき事情が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（院内保育所の運営経費にかかる交付金）

第５条 甲は、特別交付税に関する省令（昭和５１年自治省令第３５号）に基づき甲に交付される生駒市立病院の院内保育所の運営に要する経費に係る特別交付税相当額について、別に定める「平成２８年度生駒市立病院運営交付金交付要綱」に基づき乙に交付するものとする。

（協議事項）

第６条 本年度協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本年度協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成28年4月1日

甲：生駒市東新町8番38号
生駒市長 小紫 雅史

乙：大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長 鈴木 隆夫